（住居の確認を要しない外国人）

第十七条　法第十条第一項の本邦内に住居を有しない外国人で総務省令で定めるものは、本邦内に在留する外国人であって、その属する国における住居の記載がない旅券等又は船舶観光上陸許可書を提示した者とする。

（貸与時本人確認の方法）

第十九条　法第十条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　自然人（第十七条の規定により旅券等又は船舶観光上陸許可書を提示した外国人及び貸与時みなし契約者（法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により契約者とみなされる自然人をいう。以下同じ。）を除く。）　次に掲げる方法のいずれか

［イ～ヘ　略］

二　第十七条の規定により旅券等又は船舶観光上陸許可書を提示した外国人　当該外国人から、旅券等又は船舶観光上陸許可書の提示を受ける方法

［三　略］

［四　略］

［2　略］

3　貸与業者は、法人である貸与の相手方について、第一項第四号ロに規定する方法により貸与時本人確認を行う場合において、送付された書類又はその写しに記載されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に代えて、第二十四条において読み替えて準用する第五条第二項に規定する書類（有効期間又は有効期限のある第五条第二項第五号及び第六号に掲げるものにあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が貸与業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。次項において同じ。）又はその写しの提示又は送付を受けて、当該書類又はその写しの記載により当該法人の営業所であると認められる場所にあてて、貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。

［4　略］

［5　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（住居の確認を要しない外国人）

第十七条　法第十条第一項の本邦内に住居を有しない外国人で総務省令で定めるものは、本邦内に在留する外国人であって、その属する国における住居の記載がない旅券等を提示した者とする。

（貸与時本人確認の方法）

第十九条　法第十条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　自然人（第十七条の規定により旅券等を提示した外国人及び貸与時みなし契約者（法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により契約者とみなされる自然人をいう。以下同じ。）を除く。）　次に掲げる方法のいずれか

［イ～ヘ　同上］

二　第十七条の規定により旅券等を提示した外国人　当該外国人から、旅券等の提示を受ける方法

［三　同上］

［四　同上］

［2　同上］

3　貸与業者は、法人である貸与の相手方について、第一項第四号ロに規定する方法により貸与時本人確認を行う場合において、送付された書類又はその写しに記載されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に代えて、第二十四条において読み替えて準用する第五条第二項に規定する書類（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が貸与業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。次項において同じ。）又はその写しの提示又は送付を受けて、当該書類又はその写しの記載により当該法人の営業所であると認められる場所にあてて、貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。

［4　同上］

［5　同上］

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（以下この項において「新施行規則」という。）第五条の規定の適用については、この省令の施行の際現に交付されている国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいい、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第百十五号）附則第六条第一項の規定により、同令による改正後の省令に規定する基礎年金番号を明らかにすることができる書類とみなされる間は、新施行規則第五条第一項第一号ハに掲げる書類とみなす。

○総務省・経済産業省令第二号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、経済構造実態調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月一日

総務大臣　金子　恭之

経済産業大臣　萩生田光一